

# 令和5年度第1回郡山市公契約審議会 議事録

## 1 開催日等

日 時：令和5年8月1日（火）午後2時から午後3時5分  
場 所：郡山市役所西庁舎 5階 5-1-1会議室

## 2 出席者

委 員：8名  
事務局：10名（市長事務局6名、上下水道局4名）  
傍聴人：なし

## 3 議事

### (1) 令和4年度郡山市公契約条例の施行状況について

【契約管理係長】資料1に基づき説明

### (2) 労働環境報告書による報告内容について

【契約管理係長】【上下水道局総務課長補佐】資料2に基づき説明

### (3) 郡山市公契約条例にかかる市の施策等について

【契約管理係長】資料3に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤会長】

「働く女性応援中小企業」及び「仕事と生活の調和推進企業」の項目を設け、認証を受けている事業者に加点するとあるが、総合評価方式の場合に評価点を加点するのか。

【契約検査課課長】

記載しているのは指名競争入札の参加資格申請についてである。認証を受けている事業者の点数に加点をしている。また、試行として行っている総合評価方式の評価項目の中においても、こちらの制度の認証取得をしている場合には加点をしている。

【伊藤会長】

ここ数年で議論になっているのは、SDGsや少子化対策等に公契約がどう貢献できるか。貢献できるとすれば、総合評価方式の加点だが、もう少し広がりがあることができないか、公契約にどう取り込んでいけるかということが、今後検討していかなければいけない課題ではないかと思う。

【伊藤会長】

市内業者以外が受注するという点は、競争性・公正性の担保と、地元業者を守ることをどうバランスをとるかということだと思う。

県では公共工事において、「地域の守り手の育成」を進めている。災害時に地域を担う中小企業を育成しようという発想である。業務委託も含めて公共事業は、

地域に業者がいなくなると困るが、税金を使っている公共事業としては競争性を担保しなければならない。地域要件を緩和するということもあり得ると思う。

**【契約検査課長】**

資料に示しているのは業務委託だが、工事においても、2019年から2021年、三か年の発注状況について、97%は市内の事業者が受注している。毎年推移はあるが、概ね95%以上は市内の事業者に対応いただいている状況である。

**【大橋委員】**

資料1の2労働環境報告書の対象一覧のうち市発注分にある、西部第一工業団地（第2期工区）造成工事と（仮称）郡山市歴史情報・公文書館建設主体工事が、大手と地元業者のJV（共同企業体）となっている。大手の業者で組むJVはなく、金額や案件に応じて、地元の業者だけでできないものは大手の業者とJVを組むようになっており、規模が大きい案件でも地元の業者が入っている。

**【契約検査課長】**

JVは原則、建設工事で3億円以上の工事を対象としている。

**【伊藤会長】**

週休二日工事について、多くの建設業界の従業員は日給月給制（1日を計算の単位として給料を定め、毎月1回まとめて支払う給与体系のこと。）だと思うが、この場合、週休二日になると月給が減ってしまうことになるのではと危惧するが、このような意見等は出ていないか。

**【契約検査課長】**

週休二日に変わったことによる実態については、現時点では分かりかねる。法律の改正により、労働時間、労働日数、さらには休暇についての規定が確実に守られるようになった。給与の問題とは別に、労働時間の問題について、国の方針に基づいて各自治体で対応を進めている状況である。

**【伊藤会長】**

県の会議で建設業界の団体からヒアリングをする機会があるが、日給月給制の会社がかかなりある。日給月給制の業界に若者が入ってくれるのかという大きな疑問もあるがこれとは別に、月給制なら休みを増やすことは悪いことではかもしれないが、日給月給制の場合に週休二日ということが本当に労働者の希望に沿うものになっているのかということは難しい問題だと思う。

**【契約検査課長】**

給与と労働時間は、連携する部分もあるが、できるところから取り組みを進めていく必要があると考える。

**【永島委員】**

公契約条例アンケートの労働者区分について、「その他」とはどういう方を指すのか。例えば技能実習生等の外国人労働者か。下請には外国人の労働者がいると思うが、どのように公契約の説明をしているのかが疑問である。公契約アンケートで「分からない」と回答したのが50%と出ているが、この数字と関係あるのではないかと思う。外国人労働者について、意見交換の場はあるのか。

**【契約検査課長】**

公契約アンケートの労働者区分は、正規職員、パート・アルバイト、派遣労働者に

区別できるものと考えており、それらに当てはまらない場合について記載してもらうために「その他」という項目を設けた。

外国人労働者について、勉強会等行ってない。今後研究をしていきたい。

**【大堀委員】**

全国建設労働組合総連合郡山建設組合にも40人ほどの外国人がいる。給与等について話したことはないが、制度上3年に1度帰国しなければならないものの、再度就業するということが多く、特別に苦情もないため、問題はないと思う。

**【永島委員】**

条例において、事業者には従業員に条例の内容を説明することを求めているが、本当に説明できているのかという心配がある。労働災害の問題とも絡むものと思う。何かあったら申し出ができるという内容を知っているのか。

**【契約検査課長】**

雇用者側は、従業員に対して、こういった条例があり、従業員は労働環境について、雇い主が法令に触れるようなものがあれば、市に申し出ができ、そのための情報を雇用者側は従業員にお伝えください、というのがこの条例にある。一方で、アンケート等を見ると、周知の部分が十分でないと思われるところもある。

公契約条例について知っていただく機会として、4月から「市政きらめき出前講座」に公契約条例に関する講座を追加した。

様々なチャンネルを使いながら周知に努めたい。

**【伊藤会長】**

建設業界などは外国人労働者も多い。対応が遅れている部分かもしれない。

**(4) 令和5年度郡山市公契約条例等に係るアンケートの実施について**

**【契約管理係長】** 資料4に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

**【渡邊委員】**

市への申し出について、監督員からの配付だけでは不十分と思うところがある。それ以外に何があればいいと思うが、アンケートに申し出先のことを入れるのは難しいか。

**【契約検査課長】**

周知の方法をより労働者に伝わるようにすることについては、他の公契約条例を制定している自治体も参考に、より効果的な方法を検討していく。

また、御意見のとおり、申し出の窓口についての案内をアンケートと併せて配付したい。